

(資料7)

全国老人医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

説明資料

(特定健診関連・病床転換助成金)

2007年8月6日

保険局総務課
医療費適正化対策推進室

特定健康診査・特定保健指導の 実施体制の確立に向けて

1. 特定健康診査等実施計画の策定
2. 集合契約等の推進(協力)
3. 他の健診との連携

1. 特定健康診査等実施計画の策定スケジュール

①計画策定に向けた事前整理(平成18年度中)

| | ②目標値の設定 | ③実施方法の検討・スケジュール作成 | ④原案や⑦案の作成 | ⑤費用等の検討 | ⑥保健指導体制の整備 | ⑧承認手続(国保における予算・保険料率等の承認) |
|-----|-----------------------------------|---|------------------------------|-----------------|-------------------------------|--------------------------|
| 4月 | H24年度の目標値の設定 H20-24年度各年度の目標値設定 | ①②に基づく対象者の推計 直接実施、委託実施(集団契約・個別契約)の判断 | | | | |
| 5月 | | | | | | |
| 6月 | | | | | | |
| 7月 | | 年間スケジュール案作成 | 対象者(特に被扶養者)への周知・案内の方法 | ①~③を基に実施計画の原案作成 | | |
| 8月 | 都道府県からの照会への報告・適宜調整 | 他の健診データの受領方法 | | | | |
| 9月 | | | 他の保険者への委託の申込、個別契約する場合の委託先の決定 | | 従事予定スタッフの研修参加 専門スタッフの採用準備等 | |
| 10月 | | | | | | |
| 11月 | | | | 自己負担率、上限設定の決定 | | |
| 12月 | | | | | | |
| 1月 | | | | 実施計画案の策定 | 必要な費用及びその内訳を算出 保険料率の設定 | 理事会や運営協議会での手続 |
| 2月 | | | | | | 市町村議会での予算承認 |
| 3月 | | | | | 被用者保険の場合 | |

⑨特定健診等実施計画の公表(平成20年4月初旬)

参考：実施計画策定における医療保険者の主な作業工程(詳細)

①計画策定に向けた事前整理(平成18年度中)

- * 40歳以上74歳以下の対象者の年齢構成(市町村国保においては75歳以上も)
- * 対象者の居住地(被扶養者は不明でも可)
- * 健診の過去の受診状況(受診者数、受診場所)

} 次ページ

②目標値の設定

- * 国が示す参酌標準に即して5年後の平成24年度における目標値を設定(平成19年6月までをメドに)
- * 特定健診・特定保健指導の実施率については、平成24年度の目標値到達までの平成20年度から24年度までの各年度における目標値を設定(平成19年7月までをメドに)
- * 関係都道府県の照会に対し上記目標値を報告し、都道府県の求めに応じ、適宜調整(平成19年8月～10月メド)

③実施方法の整理

- * ①②に基づく対象者数の推計(平成19年4月～6月)
- * 直接実施、委託(集合契約・個別契約)等の判断(平成19年4月～8月)
- * 他の保険者へ委託する場合の申し込み、健診・保健指導機関へ委託する場合の委託先の決定(平成19年9月～12月)
- * 対象者(特に被扶養者)への周知・案内の方法(平成19年8月～9月)
- * 他の健診データの受領方法(平成19年8月～9月)
- * 毎年度の実施スケジュールの作成(平成19年7月～8月)、等

④上記①～③を基に(その他の必須記載事項も含めて)、特定健診等実施計画の原案作成(平成19年7月～9月)

⑤費用等の検討

- * 自己負担率、上限設定(必要があれば)の決定(平成19年10月～12月)
- * 公費による助成予定の内容及び各健診機関等の単価(他の保険者への委託の場合を含む。)を踏まえ、必要な費用及びその内訳を算出(平成20年1月～2月 ※国保の場合は平成19年11月～12月)
- * 保険料率の設定(平成20年1月～2月 ※国保の場合は平成19年11月～12月)

⑥保険者自身により特定保健指導を実施する場合はその体制の整備(研修の実施、非常勤の保健師・管理栄養士の採用準備、ステーション作り等)。(平成19年6月頃～平成20年3月)

⑦特定健診等実施計画案の策定(平成20年1月～2月)

⑧承認手続き(国保における予算・保険料率等の承認)

- * 理事会や運営協議会での手続き(平成20年1月～2月)
- * 市町村議会での承認(平成20年2月～3月)

⑨特定健診等実施計画の公表(平成20年4月初旬)

| 項目 | 内容 | 趣旨 |
|---------------------------------------|--|---|
| 40歳以上74歳以下の加入者の年齢構成(市町村国保においては75歳以上も) | <p>具体的には、5歳刻み、男女別。</p> <p>被用者保険にあつては、被保険者本人と被扶養者の数を分けて把握しておく。</p> | <p>保健指導対象者数を推計し、費用見込み等を算出するため。</p> |
| 加入者の居住地(被扶養者は不明でも可) | <p>①集合的な契約形態による健診を基本として提供する場合 ○原則として、市町村ごとに居住する加入者数を把握しておく。ただし、被扶養者については不要(*)。</p> <p>②被扶養者について個別契約形態による健診も提供する場合 ○原則として、市町村ごとに居住する加入者数を把握しておく。被扶養者についても個別の健診委託契約の締結に必要な範囲で把握する。</p> <p>※市町村国保の場合は、住基による把握が行われているので、ことさらに作業は不要</p> | <p>どの地域(市町村)で何人程度に対応できる受診体制を整える必要があるのかを検討する際に用いる。</p> |
| 健診の過去の受診状況(受診者数、受診場所) | <p>健診の過去の受診状況(ただし、可能な範囲で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診率(受診者数/受診対象者数) ・実施方法 ・受診場所、等 <p>※目標とする受診率の起点を定めるために、現状の受診者数等がわかった方が望ましいが、現状がわからなくても目標設定は可能なので、把握が難しい場合は不明でも可</p> | <p>健診の受診率(特に各年度の受診率)の目標を設定する際に用いる。</p> |
| 今後の受診場所の希望 | <p>基本的に不要(集合的な契約形態を活用する場合は、基本的に全国をカバーするので、そもそも不要。そうでない場合も居住地がわかれば不要であるため)。</p> <p>ただし、被用者保険において、集合的な契約形態を活用せずに個別契約形態や直営形態のみで被扶養者への健診を提供する場合で、被扶養者の希望する受診場所とのズレはない、という確信が持てない時は、アンケート等により被扶養者の希望を把握する。</p> | <p>どの地域(市町村)で何人程度に対応できる受診体制を整える必要があるのかを検討する際に用いる。</p> |

* 被扶養者の住所は、平成18年度の作業としては不要であるが、特定健診の案内や受診券の送付の際に用いることを予定している保険者においては、極力把握するよう努める必要がある。

参考：特定健康診査等基本指針

- 各保険者が、特定健康診査等実施計画を作成するにあたり、必要な情報を取りまとめた指針。
- 実施計画そのものは、②③を参考に作成し、①は③を記述する上で留意すべき点のみに絞って整理

①特定健診・特定保健指導の実施方法

②実施計画にて設定する目標値

③実施計画に記載すべき事項

| |
|--|
| 第一 背景及び趣旨 |
| 第二 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項 一 特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項 1 特定健康診査の基本的考え方 2 特定健康診査の実施に係る留意事項 3 事業者等が行う健康診断との関係 二 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項 1 特定保健指導の基本的考え方 2 特定保健指導の実施に係る留意事項 3 事業者等が行う保健指導との関係 三 特定健康診査等の実施における個人情報の保護 |
| 第三 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項 一 特定健康診査の実施に係る目標 二 特定保健指導の実施に係る目標 三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標 |
| 第四 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項 一 達成しようとする目標 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項 四 個人情報の保護に関する事項 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項 |

必要な範囲で(目標設定や実施方法の検討に)、簡潔に

その他、必要に応じ

各保険者の現状調査
(一部はH18年度済)

背景・現状等(各保険者の特徴や分布等)

特定健康診査等の実施における基本的な考え方

序文(はじめに)

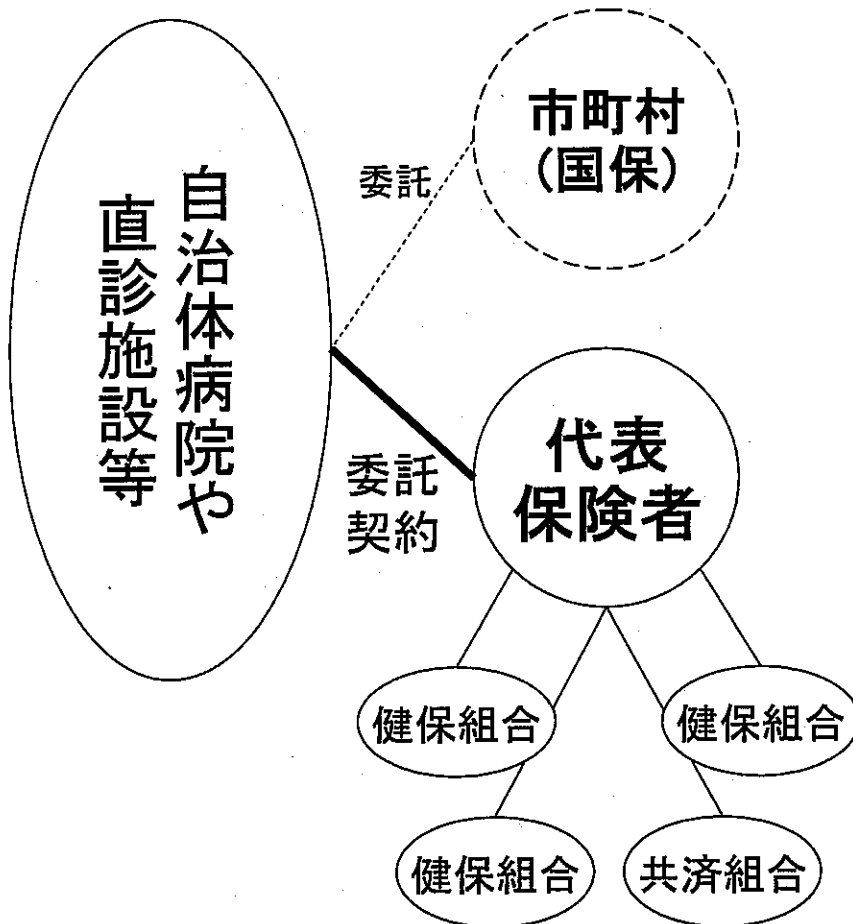
- ・メタボ概念の導入
- ・特定健診とは
- ・実施の目的 等々

| 法19条 | 特定健康診査等基本指針 | 記載すべき事項 | 主に定めるべき内容 |
|------------|-------------|---------------------------------------|---|
| 第2項 第二号 | 第四の一 | ▶達成しようとする目標 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率に係る目標 |
| 第2項 第一号 | 第四の二 | 特定健康診査等の対象者数 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査等の対象者数(事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数)の見込み(計画期間中の各年度の見込み数)を推計 <p>※健診対象者数は保険者として実施する数の把握になるが、保健指導対象者数を推計するためには、保険者で実施せず他からデータを受領する数の把握も必要。</p> |
| | 第四の三 | ▶特定健康診査等の実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間 ● 外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、代行機関の利用 ● 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法 ● 事業主健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法 ● 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法 ● 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等 |
| 第2項 第三号 | 第四の四 | 個人情報保護 | <ul style="list-style-type: none"> ● 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等における外部委託の有無、等 |
| 第3項 | 第四の五 | 特定健康診査等実施計画の公表・周知 | <ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法 ● 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法 |
| 第2項 第三号 | 第四の六 | 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方 |
| | 第四の七 | その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項 | |

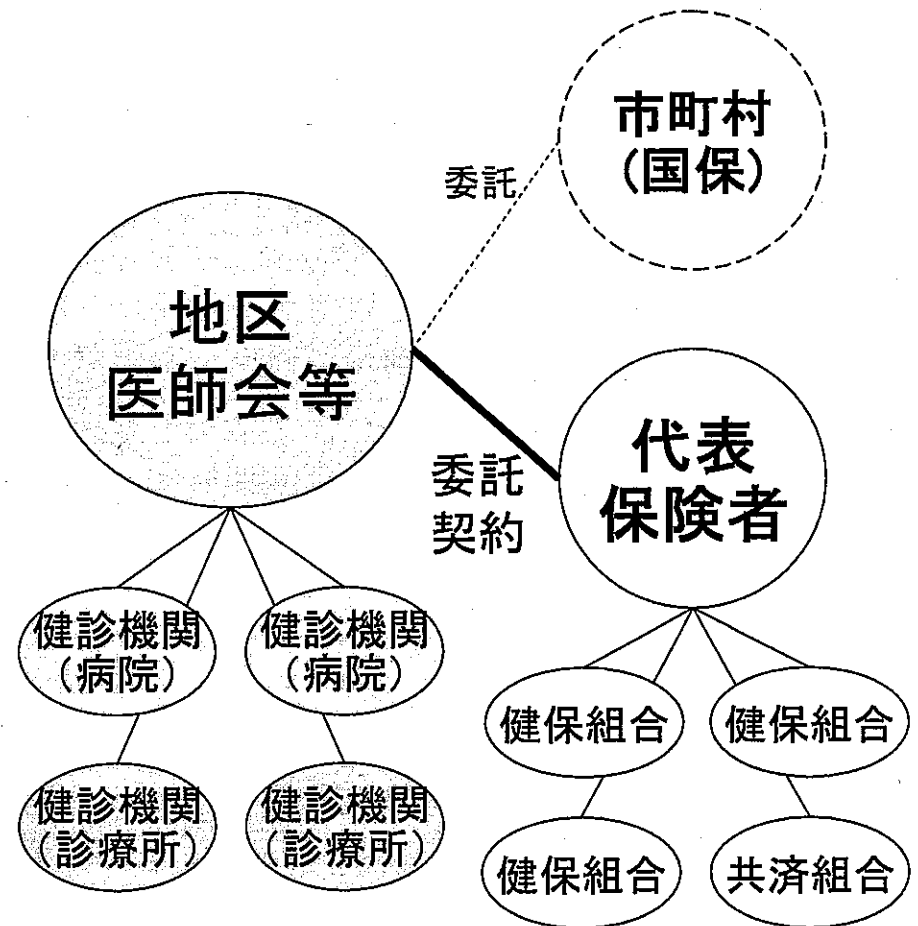
2. 集合契約(被用者保険の被扶養者の特定健診・保健指導の実施形態)

被用者保険は、被扶養者が地元で健診を受けられるよう、市町村(国保)が実施する枠組みを活用

【国保が直診等で実施する場合】

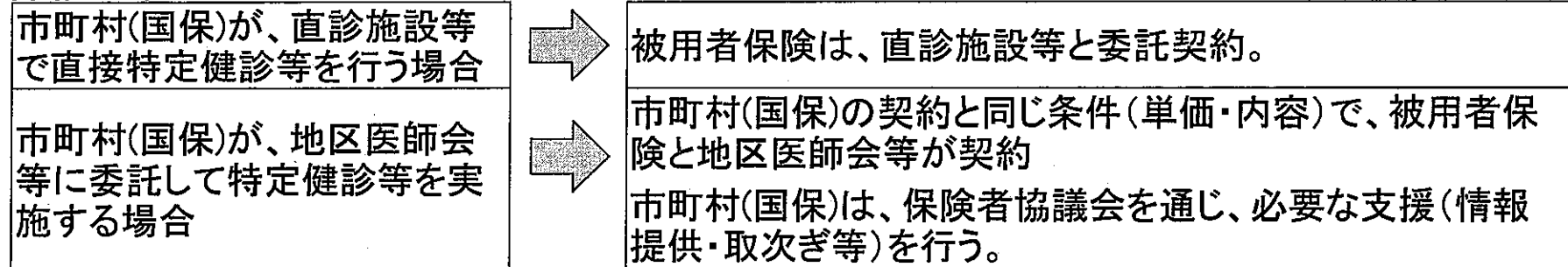


【国保が、地区医師会等に委託する場合】



被用者保険の地元での健診等の実施体制づくり

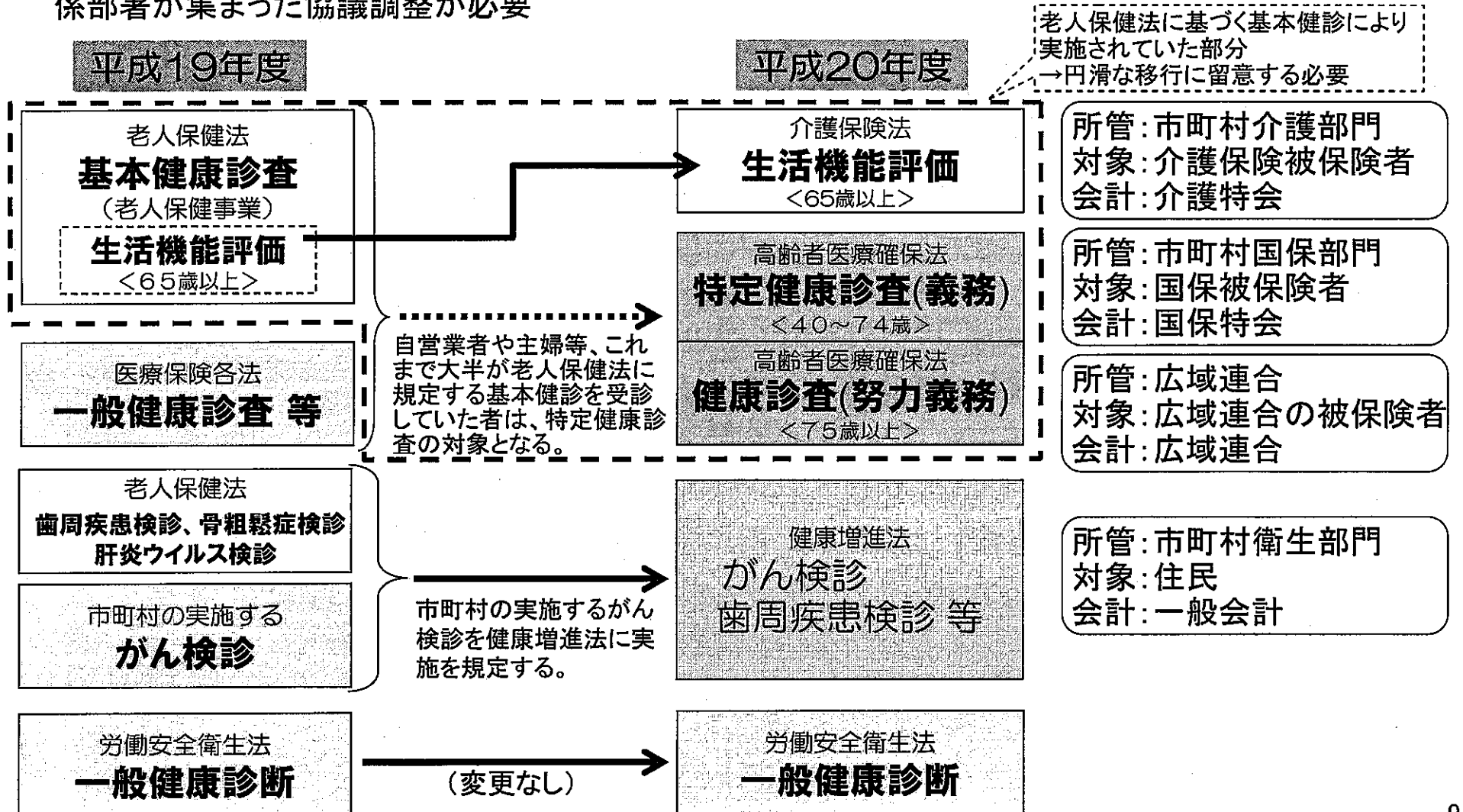
- 住民健診(老人保健法の基本健康診査)は、平成20年度から特定健診・保健指導に変わり、医療保険者が加入者に実施するものとなるため、市町村は、国保担当部署が国保被保険者にのみ健診等を実施することになる。
- 健保等被用者保険の加入者が、平成20年度以降も引き続き、地元で受診できるよう(市町村に苦情が殺到する恐れあり)、市町村(国保)の実施体制に、被用者保険も参加する仕組みが必要。



- この仕組みの成立に向け、市町村(国保)は、平成20年度からの特定健診・保健指導実施方法(委託の有無、委託する場合の委託予定先等)を早急に固め、被用者保険側(保険者協議会)にお知らせする必要がある。
- 現時点で、実施体制が未定の市町村(国保)が少なくないこと、被用者保険への配慮まで考えられていないケースが多いことから、住民である被用者保険の加入者も同じ取扱ができるよう、市町村(国保)の協力・支援が必要。

3. 各種健診の連携

- 市町村が行う各種の健診は、平成20年度から、実施責任者と実施対象者が以下のように分かれるが、対象者が何度も受診するような不便を避け、受診率を高めるため、案内の共通化や同時実施等、市町村の部門間連携が重要。
- 併せて、市町村内の健診業務の実施体制(人員配置・予算要求・事務処理体制等)についても、関係部署が集まった協議調整が必要

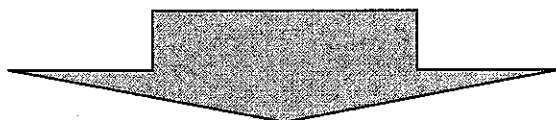


参考：契約の考え方

- 現在、市町村と地区医師会等との各種健診の契約では、健診の種類(老人保健法の基本健康診査や、骨粗しょう症検診、肝炎ウィルス検査、生活機能評価、各種がん検診等)別に、契約書を締結しておらず、全ての健診を一本の契約書で対応している市町村が少なくない。
- H20年度以降は、主に以下の理由から、市町村では、役割別に(国保、衛生、介護で分けて)契約を締結することが適当と考えられる。
 - 国保保険者としての市町村や、一般衛生部門としての市町村等、役割と実施すべき健診項目が明確に分けられる
 - 国保は国保特会、一般衛生は一般会計と、会計が異なり、請求処理も異なることから、透明性を確保するためにも、契約についても明確に分けておくことが適切
- 契約は分けるものの、市町村において、受診者の利便性向上のために各種健診を共同実施することは必要(契約に準じ分離実施する必要はない)。ここで特定健診とその他一般衛生等における健診とを共同実施する場合、被用者保険の被扶養者は、特定健診の受診券を持参すれば、共同実施している健診のうち該当するもの全てを一回で受診可能、既に別途特定健診を受診済であれば一般衛生等特定健診以外の健診のみ受診可能となる。
- 特定健診の集合契約は、市町村の国保部門における契約に準じるが、国保において人間ドック等を行っており、H20以降は特定健診を含んだ人間ドックを実施していく契約を締結する予定となっている等、あまりにも特定健診の項目とかけ離れている場合、集合契約における委託項目は人間ドックになるのではなく、特定健診部分に限定される。

[現状]

| | | |
|---------------|----------------------|-------------------------|
| 市町村内の 担当部署 | 国保部門 | その他の部門(一般衛生・介護等) |
| 健診の種類 | 人間ドック等 | 基本健診(老健法) その他の各種健診 |
| 契約 | 一本の契約で全てをカバー(多くの市町村) | |
| 会計 | 国保特会 | 一般会計・介護特会等 |



[H20以降](※人間ドック等も引き続き実施する場合)

| | | |
|---------------|--|--|
| 市町村内の 担当部署 | 国保部門 | その他の部門(一般衛生・介護等) |
| 健診の種類 | 人間ドック等 特定健診 | その他の各種健診 |
| 契約 | 人間ドック等 特定健診 あるいは 国保としての委託部分 | 一般衛生・介護等 あるいは 一般衛生 介護 …… |
| 会計 | 国保特会 | 一般会計・介護特会等 |

集合契約における適用部分
(項目・単価が中心)

- 契約や会計は別だが、共同実施は可能
- その場合、市町村は、国保保険者には全ての健診の受診券を、被用者保険の被扶養者には特定健診以外の受診券を発行・送付

別添参考資料1

事務連絡
平成19年7月10日

各都道府県医療構造改革担当部 (局) 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

集合契約の成立に向けた準備の推進について (依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導については、平成20年度からの実施に向け、各保険者において平成19年度中にその準備を済ませる必要がある、今年度前半のうちには、ある程度実施方法等を固めて頂く様、当室からモデルスケジュールを提示しております。

特に健診・保健指導機関への委託を市町村国保の契約スキームを利用して頂くこととなっておりますが、各都道府県の保険者協議会において、代表保険者を選出して頂くことこれまでいくつかの調査をお願いしているところですが、

このたび、都道府県としての準備の促進だけではなく、各保険者としての準備、そして保険者協議会としての準備の推進が最も重要なことから、去る7月3日に開催されました第8回保険者協議会中央連絡会において、被用者保険の集合契約の成立に向け、委員各自が傘下団体への働きかけなど必要な取組を早急に進めることを申し合わせ、併せて、別添の依頼文(保険者協議会中央連絡会から各都道府県保険者協議会へ発出)に基づき、必要な取組を各都道府県の保険者協議会にお願いすることとなりましたので、お知らせ致します。

なお、別添「集合契約の準備を円滑に進めるために必要となる各主体の取組」に記載されている事項のうち、都道府県の役割としては、ほぼ既にお願している事項ではありませんが、積極的に御対応下さいませよう、宜しくお願い致します。

[本件照会先]

医療費適正化対策推進室
(健康調整係長 元村)

TEL : 03-3595-2164

FAX : 03-3504-1210

平成19年7月10日

各都道府県保険者協議会 御中

保険者協議会中央連絡会

集合契約の成立に向けた準備の推進について (依頼)

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導については、平成20年度からの実施に向け、各保険者において平成19年度中にその準備を済ませる必要があります。今年度前半のうちには、ある程度実施方法を固めて頂く様、国からモデルスケジュールが提示されております。

特に健診・保健指導機関への委託を市町村国保の契約スキームを利用する集合契約によって行う場合には、各都道府県の保険者協議会において、代表保険者を選出して頂くこととなっておりますが、準備状況が遅れ気味であることから、去る7月3日に開催されました第8回の会議において、被用者保険の集合契約の成立に向け、委員各自が必要な取組を早急に進めることを申し合わせ、併せて、以下の取組を各都道府県の保険者協議会にお願いすることとなりましたので、お知らせ致します。

各都道府県の保険者協議会におかれましては、当方の要請に基づき、積極的に御対応下さいませよう、宜しくお願い致します。

記

保険者協議会中央連絡会は、各都道府県の保険者協議会に対し、以下に示す各自の作業について (併せて別添「集合契約の準備を円滑に進めるために必要となる各主体の取組」の配布を通じて)、協議会関係者 (各都道府県内の主な保険者等) に伝えることをはじめ、以下の取組への積極的な対応を要請します。

- 保険者協議会への共済組合の加入を急ぐこと
- 被用者保険の集合契約の成立に向け、代表保険者の選出に関し、関係者を集め、協議を始めること
- 市町村(国保)の実施形態の整理・確定、関係者間での情報共有、委託先による被用者保険の受け入れ準備の促進等、必要な支援・協力を早急に進めること
- 上記作業上の問題点があれば即座に国(厚生労働省医療費適正化対策推進室)に報告する(様式自由)こと

以上

集合契約の準備を円滑に進めるために必要となる各主体の取組

1. 保険者団体(及び保険者)

(1)共済組合の保険者協議会への参加【共済】

共済組合については、都道府県保険者協議会の構成員の一つとなり、集合契約へ積極的に参加・関与していく必要があるが、構成員となっていない協議会があるようなので、県内各共済組合と調整の上、協議会の臨時開催の依頼、及び参加承認を頂く。

| 当面必要 な取組 |
|--|
| ①共済組合の保険者協議会への参加状況の管理(把握・整理) ②保険者協議会未参加の共済組合(あるいは支部)の保険者協議会への参加促進 |

(2)代表保険者選出への積極的関与【健保・共済・政管・国保組合】

被用者保険者の中から、集合契約の成立に不可欠である代表保険者を選出することが必要不可欠であり、保険者協議会での選出作業を加速させる必要がある。健保連・政管健保・各共済組合は、各都道府県の主要な健保組合・地方社会保険事務局・共済組合に対し、代表保険者選出に向けた取組に積極的に参画(むしろリード)するよう、働きかけていく。

併せて、契約に関する代表保険者の事務負担を軽減するための環境整備、すなわち代表保険者以外の保険者の実務面での協力体制が重要であることから、代表保険者にならない場合でも、各保険者(あるいは保険者協議会)が一丸となって取組んでいくよう、関係の各保険者に働きかけていく。

| 当面必要 な取組 |
|---|
| ①健保連は支部、及び各都道府県の主要な健保組合に対し、代表保険者への立候補、もしくは他の保険者と選出の調整に入るよう、働きかける ②各共済組合は、保険者協議会への参加が済んでいる共済組合(あるいは支部)に対し、代表保険者への立候補、もしくは他の保険者と選出の調整に入るよう、働きかける ③健保連・政管健保・各共済組合・国保組合は、関係の各保険者に対し、代表保険者の事務処理を分担する等、代表保険者の事務処理負担の軽減を図るよう、働きかける |

(3)被用者保険の被扶養者の地元受診の実現の支援【国保・健保・共済】

被用者保険の被扶養者への特定健診・特定保健指導を、住民として地元市町村で受けられる体制作りとして、市町村国保と同様の形態で実施できるよう、市町村国保は必要な準備を行う。

| | |
|----------------|---|
| <p>当面必要な取組</p> | <p>①まず、市町村(国保)は、被保険者に対する特定健診・保健指導の実施体制を早急に固める。その際、住民である被用者保険の被扶養者のことも考慮する</p> <p>②次に、国保中央会は、各都道府県の連合会を通じ、市町村(国保)に対し、被用者保険の集合契約の相手先の確定に向け、必要な支援・協力を早急に進めるよう、要請</p> |
|----------------|---|

2. 保険者協議会

(1)各保険者協議会への要請【中央連絡会】

| | |
|----------------|---|
| <p>当面必要な取組</p> | <p>①保険者協議会中央連絡会は、被用者保険の集合契約の成立に向け、各自が必要な取組を早急に進めることを申し合わせ(※7/3済)</p> <p>②保険者協議会中央連絡会は、①を踏まえ、各都道府県の保険者協議会(国保連合会)に対し、以下の取組を要請(※書面にして配布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①の申し合わせ及び以下の作業について関係者に伝えること ○ 共済組合の加入を急ぐこと ○ 被用者保険の集合契約の成立に向け、代表保険者の選出に向け、関係者を集め、協議を始めること ○ 市町村(国保)の実施形態の整理・確定、関係者間での情報共有、委託先による被用者保険の受け入れ準備の促進等、必要な支援・協力を早急に進めること ○ 上記作業上の問題点があれば即座に国(厚生労働省医療費適正化対策推進室)に報告する(様式自由)こと |
|----------------|---|

(2)集合契約の成立準備【各保険者協議会】

| | |
|----------------|-----------------------------|
| <p>当面必要な取組</p> | <p>要請に基づき、(1)②に示した作業を実施</p> |
|----------------|-----------------------------|

3. 国(都道府県)

(1)市町村の実施体制の確立に向けた支援【国・都道府県】

特定健診・特定保健指導を、住民が地元市町村で受けられる体制の確立を促進するため、市町村国保の実施形態を調査し、その結果を関係者間で共有する必要がある。

| 当面必要な取組 | |
|---|--|
| <p>①国・都道府県は「特定健康診査及び特定保健指導の実施体制に関する調査」を3回に分けて実施中。</p> <p>②都道府県は、毎回の上記調査結果(実施形態、委託先、単価等)を、保険者協議会を通じ、県内の保険者に迅速に提供する。</p> <p>③都道府県は、上記調査の実施及び結果の分析を通じ、市町村(国保)における実施体制の確立を具体的に指導するほか、被用者保険の集合契約の受け入れ準備を指示</p> | |

(2)委託先候補の紹介【国・都道府県】

集合契約や市町村(国保)における委託先の候補となる、地元市町村をサービスエリアとする健診・保健指導機関に関する情報を調査し、その結果を関係者間で共有する必要がある。

| 当面必要な取組 | |
|---|--|
| <p>①国は、国立保健医療科学院ホームページにて健診・保健指導のアウトソーシング先調査を7月下旬に実施し、その情報を即時に公開する。</p> <p>②都道府県は、保健福祉部門等に関連サービス機関(特に健診機関)のリスト等を保有している場合は、リスト等を保険者協議会に提供する。</p> <p>③都道府県は、①②から各機関に対し、「運営についての重要事項に関する規程の概要」ホームページの作成や、9月頃からの支払基金への機関番号取得申請を幅広く呼びかける。</p> | |

(3)保険者協議会等の支援【国・都道府県】

集合契約の成立に向けた調整の場である保険者協議会において、着実に進むよう調査し、その結果を関係者間で共有する必要がある。

| 当面必要な取組 | |
|--|--|
| <p>①国は、7月から、厚生局(医療構造改革推進官)を通じ、保険者協議会への関与・支援のほか、被用者保険の代表保険者選定を促進・支援する。</p> <p>②都道府県は、7月から、保険者協議会における集合契約の成立に向けた準備状況を随時進捗管理し、遅れている場合は指導する。</p> | |

4. 共通

(1)進捗管理【全員】

保険者団体及び国（厚生局・都道府県）は、1～3に示した各自の役割を着実に果たすため、それぞれの取組についての進捗状況を管理し、それぞれ、保険者協議会中央連絡会にて定期的に報告する。

保険者協議会中央連絡会は、進捗管理のため、当面は月1回以上の頻度で開催することとする。

| 当面必要な取組 |
|---|
| ①国は、厚生局（医療構造改革推進官）を通じ、ヒアリング等により定期的に管内の状況の報告を求めらる。 ②都道府県は、保険者協議会における集合契約の成立に向けた準備状況を随時進捗管理し、毎月末に国に報告する。 ③健保連・政管健保・各共済組合・国保組合は、各支部や関係の保険者等から、各都道府県における代表保険者等の選定状況について定期的に報告を受け、未決定の都道府県支部や関係の保険者等への働きかけを行う。 |

(2)課題の早期解決【国】

保険者及び保険者協議会等、集合契約の成立に向けた取組の中で課題等がある場合は、迅速に対処・解決していく必要がある。

| 当面必要な取組 |
|---|
| ①保険者団体や保険者、厚生局や都道府県は、各自の取組の過程で生じた課題等については、その状況等を整理の上、即座に国（厚生労働省医療費適正化対策推進室）に直接報告する。 ②報告を受けた国（厚生労働省医療費適正化対策推進室）は、詳細を確認の上、必要な対応策を検討し、関係者に通知する。 |

以上

集合契約の成立に向けた進捗状況管理調査(第1回)

平成19年7月20日時点

| 都道府県 | 4月～6月 | | | | 7月 | |
|------|------------------|---------------------------|-------------------|---|--------------------------|-------------------------------|
| | ①平成19年度保険者協議会の開催 | ②共済組合を構成員とすることについての協議及び決定 | ③代表保険者選定についての協議開始 | ④「特定健康診査及び特定保健指導の実施体制に関する調査(1回目)」結果を都道府県から入手し関係者間で共有・周知 | ⑤集合契約に参加する保険者(都道府県内)の仮決定 | ⑥代表保険者の選定・中央連絡会及び地県保険者協議会への周知 |
| 北海道 | ○ | ○ | ×(8月末) | ○ | × | ×(9月中) |
| 青森県 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 岩手県 | ×(7/24) | △(7/24) | ×(7/24予定) | ○ | ×(8月中) | ×(8月中) |
| 宮城県 | 8月末 | ○ | 8月末 | ○ | 8月末 | 8月末 |
| 秋田県 | ×(8月下旬まで) | △(8月下旬まで) | ×(8月下旬まで) | △(8月下旬まで) | ×(8月下旬まで) | ×(8月下旬まで) |
| 山形県 | ○ | △ | △ | × | × | × |
| 福島県 | ○ | ○ | △(8月下旬) | ×(8月下旬) | × | × |
| 茨城県 | ○ | ○ | △ | × | × | × |
| 栃木県 | ○ | ○ | ○ | △(8月) | △ | ×(9月) |
| 群馬県 | ×(7/24) | ○ | × | ○ | × | × |
| 埼玉県 | ×(9～10月) | △(9～10月) | × | △ | × | × |
| 千葉県 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 東京都 | ○ | ×(8月上旬) | ○ | × | ×(9月末) | ×(9月末) |
| 神奈川県 | ○ | ○ | × | ○ | ×(7月下旬) | × |
| 山梨県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △(8月下旬まで) | △(8月下旬まで) |
| 新潟県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △(7月末) | ×(8月末まで) |
| 長野県 | ○ | ○ | ×(8月末予定) | ○ | ×(8月末予定) | ○ |
| 静岡県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | × |
| 富山県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | × |
| 石川県 | ○ | ○ | ○ | ×(7月19日) | ×(7月下旬) | ×(8月中旬) |
| 岐阜県 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ×(8月中旬まで) |
| 愛知県 | ×(8/8(予定)) | ○ | ×(8/8(予定)) | ×(8/8(予定)) | ×(8/8(予定)) | ×(8/8(予定)) |
| 三重県 | ○ | ○ | ×(7/31) | ×(7/31) | × | × |
| 福井県 | △(9月まで) | ○ | ×(9月まで) | △ | △(9月まで) | △(9月中旬まで) |
| 滋賀県 | ○ | ○ | × | ○ | × | (8月下旬見込み) |
| 京都府 | ○ | △(8月中) | △(8月中) | ○ | △(8月中) | △(8月中) |
| 大阪府 | ×(8月(予定)) | × | ×(8月(予定)) | × | × | × |
| 兵庫県 | ○ | × | ○ | ○ | × | × |
| 奈良県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △(9月～10月) | ×(9月～10月) |
| 和歌山県 | ○ | △ | ○ | ○ | △(8月下旬まで) | ×(8月下旬まで) |
| 鳥取県 | ○ | ○ | △ | ○ | × | × |
| 島根県 | ○ | ○ | △(8月) | ○ | ×(8月) | × |
| 岡山県 | ○ | ○ | △ | ×(なし) | × | × |
| 広島県 | ○ | ○ | ×(8月下旬) | ○ | ×(8月下旬) | ×(8月下旬) |
| 山口県 | ×(8/1) | ○ | ×(8/1) | △(8/1) | × | × |
| 徳島県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △(8月) | △(8月下旬まで) |
| 香川県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △(8月) | ×(8月) |
| 愛媛県 | ○ | ○ | × | ×(7月末まで) | × | × |
| 高知県 | ○ | ○ | △(8月中旬) | ○ | ○ | ×(8月中旬) |
| 福岡県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △(9～10月) | △(9～10月) |
| 佐賀県 | ○ | ○ | ×(8月頃) | ○ | ×(10月頃) | ×(11月頃) |
| 長崎県 | ○ | ○ | ○ | ○ | △(8月中) | △(11月下旬) |
| 熊本県 | ○ | ○ | △(9月中) | ○ | ×(9月中) | ×(9月以降) |
| 大分県 | △ | ○ | △ | ○ | (8月下旬まで) | (9月上旬まで) |
| 宮崎県 | ○ | ○ | × | ○ | △ | ×(8月中旬まで) |
| 鹿児島県 | ○ | ○ | × | ○ | ×(8月末まで) | ×(8月末まで) |
| 沖縄県 | ×(7月末まで) | ○(H20.4月) | ×(7月末) | × | ×(8月) | ×(8月) |

(注)・実施済みであれば「○」、実施中であれば「△」、未実施であれば「×」

・()については完了予定時期

